

## 新型コロナウイルス関連情報（10月9日）

### 【休館日のお知らせ：10月12日】

10月12日（月）はコロンバス・デーのため休館となりますのでご注意ください。

### 【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

### （NY州）クオモ知事のメッセージ（10月6日～10月9日）

・10月8日時点の入院者総数は779名、陽性率は1.14%（1526件/13万9300件）、死者数は6名。

・10月8日、新型コロナウイルスの感染拡大により発生したクラスターに設定されたゾーンについて、住所を入力することでゾーンの中に入っているかを確認できるシステムの開始を発表。

ゾーン確認サイト：<https://covidhotspotlookup.health.ny.gov/#/home%E2%80%8B>

ゾーンや規制に関するウェブサイト：<https://forward.ny.gov/>

・10月6日、クラスター及びゾーンの設定と併せて、集会の規制やマスク等の着用義務に反した場合に最大1000ドルの罰金が科されることを発表。

### （NY市）デブラシオ市長等のメッセージ（10月8日～10月9日）

・The Broadway League は、現在停止しているミュージカルなどのチケット販売について、2021年5月30日まで販売停止を延長することを発表。

<https://www.broadwayleague.com/press/press-releases/broadway-update-on-performance-cancellations/>

・10月8日、市内のクラスター及びゾーンについて、住所を入力することでゾーンの中に入っているかを確認できるシステムの開始を発表。

ゾ ー ン 確 認 サ イ ト :  
<https://nycgov.maps.arcgis.com/apps/instant/lookup/index.html?appid=021940a41da04314827e2782d3d1986f>

### （NJ州）マーフィー知事のメッセージ（10月5日～10月9日）

・10月5日、NJ保健局はハロウィンに関するガイドラインを発表。

[https://www.nj.gov/health/cd/documents/topics/NCOV/NJ\\_Halloween\\_2020.pdf?fbclid=IwAR2IEEU8qc5ErMyQf07qQkZaDxUC1bPZFwZ9X020FTd45XZEW6A2euy2I7c](https://www.nj.gov/health/cd/documents/topics/NCOV/NJ_Halloween_2020.pdf?fbclid=IwAR2IEEU8qc5ErMyQf07qQkZaDxUC1bPZFwZ9X020FTd45XZEW6A2euy2I7c)

・10月5日、NJ福祉局は新型コロナウイルスの流行で遠隔授業が増えたことを受け、5

歳～13歳の子供を抱える家庭向けの育児支援を発表。申請方法及び対象者等の詳細については以下のサイトをご確認ください。

<https://www.childcarenj.gov/COVID19?fbclid=IwAR0Vqh07KdSe-b3Agj0eQe5tPhJ4FXzBNWuqN1f5RxminVkZ1nqx2CIQG1w>

(PA州) ウォルフ知事のメッセージ (10月5日～10月9日)

・10月9日、感染が拡大する他州から州内へ移動する者に対して14日間の隔離を求める勧告 (Travel Recommendations) について、対象州にアラスカ、インディアナ、ノースカロライナ各州が追加された。同日現在の対象州は以下の26州。

対象州：アラバマ、アラスカ、アーカンソー、フロリダ、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ケンタッキー、ミネソタ、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネバダ、ノースカロライナ、ノースダコタ、オクラホマ、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、テキサス、ユタ、ウィスコンシン、ワイオミング各州

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Travelers.aspx>

・10月6日、イベント・集会の実施の制限に関する行政命令 (7月15日付) を改正する行政命令を発出 (本10月9日 (金) より有効)。主な内容は以下のとおり。

- 全米防火協会 (NFPA) の防火基準 Life Safety Code の定義に従って定員を決定し、その後、下記の計算方法によって、出席可能な人数を決定する。

i) 屋内でのイベントや集会の場合

定員：出席可能な人数の上限

0～2,000人：定員の20%

2,001～10,000人：定員の15%

10,000人以上：定員の10% (ただし、最大3,750人)

ii) 屋外でのイベントや集会の場合

定員：出席可能な人数の上限

0～2,000人：定員の25%

2,001～10,000人：定員の20%

10,000人以上：定員の15% (ただし、最大7,500人)

- 定員が不明の場合、1,000平方フィートあたり67名を出席可能な人数の上限として計算する。

- 会場では、6フィートのソーシャル・ディスタンス、マスク等の着用、時間で区切つての入場、複数の入退場口の設置、複数のトイレ等のベストプラクティスを実施する。

<https://www.governor.pa.gov/wp-content/uploads/2020/10/20201006-TWW-amendment-to-targeted-mitigation-order.pdf>

・10月5日、新型コロナウイルスとインフルエンザの症状が類似する可能性があることから、生後6か月以上の子供から大人まで全員が、可能な限り今月中にインフルエンザの予防

接種を受けるよう呼びかけ。

<https://www.media.pa.gov/pages/health-details.aspx?newsid=1055>

・PA州の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COVID Alert PA」について、接触者追跡をより確実なものとするためにアプリをインストールしてほしい旨を引き続き呼びかけ。なお、アプリでは個人情報や位置情報を収集することは決してなく匿名で利用可能。

( Apple App Store )

<https://apps.apple.com/us/app/covid-alert-pennsylvania/id1527125511>

( Google Play Store )

<https://play.google.com/store/apps/details?id=gov.pa.covidtracker>

(DE州) カーニー知事のメッセージ (10月5日～10月9日)

・10月5日、DE保健局はハロウィンに関するガイドラインを発表。

<https://news.delaware.gov/2020/10/02/dph-releases-halloween-guidance-for-delaware-communities-families/>

(WV州) ジャスティス知事のメッセージ (10月5日～10月9日)

・10月5日、条件付きで屋外での音楽パフォーマンスの再開を許可。また、屋内での音楽パフォーマンスは観客なしで、オンラインで配信する場合に限り、再開を許可する旨発表。

<https://governor.wv.gov/News/press-releases/2020/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov.-Justice-allows-certain-types-of-music-performances-to-resume-with-limitations.aspx>

・10月7日、州内で実施している無料のウイルス検査場を発表。詳細は以下のサイトをご確認ください。

<https://governor.wv.gov/News/press-releases/2020/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov.-Justice-allows-certain-types-of-music-performances-to-resume-with-limitations.aspx>

(米領バージン諸島) ブライアン知事のメッセージ (10月5日～10月9日)

・10月7日、新型コロナウイルスの影響による賃料滞納を原因とした住居・商業スペースからの立ち退きを制限する行政命令は9月27日に失効したものの、9月4日に米国保健福祉省 (HHS) が発出した住居からの立ち退きを一時停止に関する命令については、バージン諸島にも適用され、12月31日まで有効であるとして、立ち退きを求められる懸念がある場合には弁護士会所属の弁護士に相談するよう呼びかけ。

<https://www.vi.gov/government-house-clarifies-status-of-evictions-in-the-territory/>

・10月6日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う非常事態宣言を12月8日 (火) まで

60日間延長。

<https://www.vi.gov/senate-approves-governor-bryans-request-to-extend-state-of-emergency/>

#### 【感染者数等に関する情報】

10月9日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

- ・ニューヨーク州：感染者数 471,696名 死者数 25,561名  
ニューヨーク市：感染者数 249,320名 死者数 15,934名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCovid-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

- ・ニュージャージー州：感染者数 212,013名 死者数 14,376名

[https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019\\_dashboard.shtml](https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml)

- ・ペンシルベニア州：感染者数 169,308名 死者数 8,308名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

- ・デラウェア州：感染者数 21,827名 死者数 651名

<https://coronavirus.delaware.gov/>

- ・ウエストバージニア州：感染者数 17,707名 死者数 376名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

- ・コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 20,752名 死者数 1,426名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

- ・プエルトリコ：感染者数 52,892名 死者数 720名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

- ・バージン諸島：感染者数 1,324名 死者数 20名

[https://www.covid19usvi.com/?utm\\_source=doh&utm\\_medium=web&utm\\_campaign=covid19usvi](https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi)

#### 【ビジネス関連情報】

- ・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

- ・当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。(電話：212-371-8222)

【医療関係情報】

・CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱，咳，息切れ」を挙げています。これらの症状があり，感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で，医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY 市の場合は 311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

\*\*\*\*\*

■ 本お知らせは，安全対策に関する情報を含むため，在留届への電子アドレス登録者，「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者，外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては，配信停止を承れませんのでご了承願います）。

■ 本お知らせは，ご本人にとどまらず，家族内，組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。  
緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。  
以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館  
[299 Park Avenue](https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/), 18th Floor, New York, NY 10171  
TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

\*\*\*\*\*